

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第138号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年8月13日 09時14分ごろ
発生場所	鳴門海峡 孫埼灯台から真方位144°450m付近 (概位 北緯34°14.15' 東経134°38.76')
事故等調査の経過	平成26年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量約22kg）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損等
事故等の経過	<p>本船は、操縦者及び友人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、鳴門市亀浦漁港（八木の鼻）東方沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）において、機関を停止し、漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、本船が潮の流れで北方向に流されるので、船外機を使用して潮上りを繰り返して釣りを続けていたが、釣りとは仕掛けの準備に夢中になっていたところ、鳴門市飛島北西方沖付近まで流されて鳴門海峡の渦が間近に接近しているのを見て、船外機を始動し、南進しようとしたものの、潮流により南進することができず、更に、燃料不足により船外機が停止したので、予備の燃料タンクから補給中、更に北方に流された。</p> <p>本船は、平成26年8月13日09時14分ごろ、大鳴門橋下付近において、右舷船首方から波を受け、海水が流入して左舷側に傾斜して転覆し、操縦者及び同乗者が海に投げ出された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船につかまっていたところ、近くにいた漁船に救助され、本船を揚収した後、鳴門市亀浦港に搬送された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北流約6.1ノット</p>
その他の事項	本船は、船尾に1.9馬力の船外機を備えた定員2名のミニボートであり、船舶検査及び小型船舶操縦士免許が不要な船舶であった。

	<p>操縦者及び同乗者は、共同で約5年前に本船を購入し、年に約20回釣りを行っていたが、本件釣り場の航行経験は、本事故当日が2回目であった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、携帯電話を所持していたが、濡れて使用できなくなり、同乗者は、防水型の携帯電話を所持していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、鳴門海峡の本件釣り場で釣りをして漂泊中、操縦者が釣りと仕掛けの準備に注意を向けていたことから、潮流により飛島北西方沖付近まで流され、船外機を始動させたものの、潮流に逆らって前進することができず、更に、燃料不足によって船外機が停止し、燃料を補給する間に流され、大鳴門橋下付近において、右舷船首方から波を受けて船内に海水が流入し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鳴門海峡の本件釣り場で釣りをして漂泊中、操縦者が釣りと仕掛けの準備に注意を向けていたため、潮流により流され、大鳴門橋下付近において、波を受けて船内に海水が流入し、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の残量を確認し、余裕のあるうちに燃料を補給すること。 ・ ミニボートは機関の出力が小さいので、風、波及び潮流の影響を強く受ける場所には近づかないこと。